

全国がん登録における「匿名化」の考え方と 情報提供に係る審査の流れ

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

「匿名化」と情報提供に係る審査の流れについて

背景

- がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録法」という。）第2条第9項では、「匿名化」について以下のとおり規定されている。

- ・第2条

9 この法律において「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。）ができないように加工することをいう。

- また、がん登録法第23条第1項において、厚生労働大臣の以下の権限及び事務は、国立がん研究センターに委任されている。
 - ・ 全国がん登録情報の匿名化（法第15条、第21条）
 - ・ 匿名化が行われた全国がん登録情報の提供（法第17条、第21条）

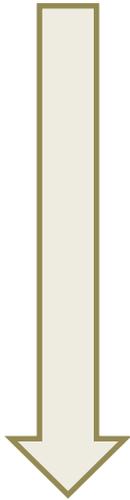
- これにより、情報の提供に際しては、
 - 匿名化された全国がん登録情報である場合は国立がんセンターの合議制の機関
 - 匿名化が行われていない全国がん情報である場合はがん登録部会（全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会）でそれぞれ審査を行うこととなる。（審査の基本的な流れは次ページ参照）

- これらを前提に、がん登録法の目的等も鑑み、情報の提供に係る運用を円滑に行うため、法における「匿名化」についての考え方を示すとともに、審査の流れを整理する。

審査の基本的な流れ

窓口組織(国立がん研究センター)

・提供依頼申出された情報の範囲が、匿名化された全国がん登録情報である場合(法第17条、第21条、第23条)



国立がんセンターの合議制の機関

審査

窓口組織(国立がん研究センター)

・提供依頼申出された情報の範囲が、匿名化されていない全国がん登録情報である場合
(法第17条、第21条)



厚生労働省



がん登録部会(審査委員会)

審査

全国がん登録における「匿名化」について

<考え方>

全国がん登録においては、国立がん研究センターは、独立行政法人の一種である国立研究開発法人であることを踏まえ、原則、**独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(独立行政法人等非識別加工情報編)**における「非識別加工」と同等の加工基準により、「匿名化」を行うこととする。

ただし、**がん登録法における匿名化がなされているかの判断が困難な場合は、匿名化が行われた情報か否かについて、がん登録部会(審査委員会)の意見を聴くこととする。**



がん登録法における匿名化がなされているかの判断が困難な場合(例えば、希少がんについて市町村別の研究をする場合)は、6ページの流れで審査を行う。

がん登録法による匿名化がなされているかの判断が困難な場合の審査の流れ

窓口組織(国立がん研究センター)

がん登録法の「匿名化」がなされているかの判断が困難な場合



厚生労働省



がん登録部会(審査委員会)



匿名化された全国がん登録情報として提供の審査をすべき

全国がん登録情報として提供の審査をすべき

国立がんセンターの合議制の機関

審査

がん登録部会(審査委員会)

審査

がん登録部会と合議制の機関（国立がん研究センター）における役割分担

がん登録部会
(審査委員会)
(厚生労働省)

- 全国がん登録情報の提供を行おうとするときにおける審査
- 法の「匿名化」がなされているかの判断が困難な場合に、当該提供を行おうとするときにおける審査を「合議制の機関（国立がん研究センターに設置）」で行うこととして良いかの審査。

- ・法の「匿名化」の範囲内であれば、匿名化された情報の提供として、「合議制の機関（国立がん研究センターに設置）」にて審査を行う。
- ・法の「匿名化」の範囲外であれば、全国がん登録情報の提供として、「審議会（厚生労働省に設置）」にて審査を行う。

合議制の機関
(国立がん研究センター)

- 匿名化が行われた全国がん登録情報の提供を行おうとするときにおける審査

※全国がん登録情報の匿名化を行おうとするときにおける審査も行う

独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律

(平成15年法律第59号)

第二条

1 (略)

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

3～7 (略)

8 この法律において「**非識別加工情報**」とは、**次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない**(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。)と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第44条の10第1項において同じ。)**ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。**

一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9～11 (略)

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第四十四条の十

独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 (略)

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則

(平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第2号)

(独立行政法人等非識別加工情報の作成の方法に関する基準)

第十条 法第四十四条の十第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に独立行政法人等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- 四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること